

越監告示第 14 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 1 月 6 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中 希世子

同 吉田 啓三

記

1 監査対象及び執行期間

対象：デジタル政策課

執行期間：令和 6 年 9 月 12 日～9 月 17 日

2 措置状況

区分	指摘事項
表題	業務委託について
監査の結果	<p>越前市ドローンプログラミング大会企画運營業務委託について、契約額 40 万円に対して、80 万円の収支決算報告となっており、委託料を除く残り 40 万円は受託者が集めた協賛金であった。本契約の仕様は、大会の企画から運営までを 40 万円の委託料で完結するというものであり、実態に即していなかった。</p> <p>また、チラシや Web サイト上、事業の実施主体（主催）は実行委員会となっており、後援申請や報道投げ込みにおいては、市が実行委員会として手続きを行っていた。しかし、本事業は委託業務であり、実施主体（主催）はあくまで越前市である。</p> <p>当初から、業務に係る経費を 80 万円と見込み、また、実行委員会形式で行うことを想定していたのであれば、40 万円の予算は、実行委員会に対し補助金等として支出すべきである。</p>

	<p>事業の進め方について今一度検討し、適正な事務に改められたい。</p>
措置の内容	<p>当該委託業務については、業務完了届を40万円で受領し確認も行っていましたが、資料に80万円の収支決算書を添付する誤りがあったため、訂正した書類を受け取り、改めて実績の確認も行いました。</p> <p>今後は、実行委員会に対する一体的な事業への補助事業等として対応してまいります。</p>